



原告団 NEWS

略称：宗教者核燃裁判

2023年3月31日発行

No.7

宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判

発行人：中嶋哲演・内藤新吾（宗教者核燃裁判原告団共同代表）

事務局：〒112-0002 東京都文京区小石川3-4-14 見樹院内

宗教者核燃裁判原告団 東京事務所 電話：03-3812-3711（大河内秀人）

宗教者核燃裁判

公式サイト <https://www.kakunensaiban.tokyo> メール shukyokakunen@gmail.com

■第5回口頭弁論の現場で考えたこと…

真言宗豊山派 泉福寺住職 / 原告 岡田隆法

宗教者核燃裁判の第5回口頭弁論が2022年12月20日に東京地裁で行われ、原告の一人として参加させていただきました。同日、大阪地裁で老朽原発が稼働されてしまっているのを止めるかどうかの判決が急遽出ることとなり、河合弘之弁護士等は大阪に行かれました。事務局や関係者の皆様のお陰でこうして裁判が戦われることを感謝しております。この裁判の意図、すなわち日本の原発政策、核燃料サイクル政策、隠れた核兵器技術政策には大きな欠陥があり、また国民の合意も議論もないままに突き進んでいることから、私も反対の立場で参加させていただいております。

最初に東京地裁前で集会を行い、裁判所に入り法廷が開かれ井戸謙一弁護士が最大震度の想定がいかに現実からかけ離れて低く設定・設計されているかを明確に説明されました。法廷の後、記者会見があり、近くの聖公会アンデレ教会に移動して報告と学習会が開催されました。核燃料サイクル施設の基準地震動が700ガルに引き上げられたが、現実には起こっている地震の揺れでの観測値に対して低すぎるとして、設備基準が安全性を確保していないため即時停止を求めました。

地裁前集会ではフクシマ事故の放射能汚染水の海洋放出に反対の声が上がり、また原発稼働期間の60年以上への延長を閣議決定したことに強く抗議がありました。また再び大きな核事故が起きてもいいのでしょうか。

裁判長がもしこちらの意図を理解し政府に核燃料サイクル事業を停止することを命じる判決を出すとすると、言葉により1人で立ち向かい巨大な政治権力に切り込むことになりいずれにしろ大変な勇気のいる行為だと思いました。本来はそれだけの権威と権力と独立性が担保されなくてはならないのですが、現実にはいつも権力・政権の間違いを正す方向にはいかないことが多いのではないのでしょうか。間違いを正すという意味で、河合弘之弁護士の企画意図によると、原始の裁判官は宗教者の役割があったと、だからその宗教者が法衣を着て裁判官を囲むのだとをお聞きいたしました。

NHKはジャーナリズムとして死んだと言われていますが、最近録画で見た番組が印象に残っています。NHKスペシャル「ビルマ絶望の戦場」という番組です。ビルマ（現在のミャンマー）の第二次世界大戦での日本軍とイギリス軍の戦いインパール作戦とその後の敗退についてのレポートになります。その中でイギリス軍のウィリ



▲寒い朝、地裁前に熱く集結した宗教者。筆者は右端。

アム・スミス司令官の日本軍に対する言葉が印象に残りました。

「日本軍は計画がうまくいっている間は、アリのように非情で大胆である。しかし、その計画が狂うとアリのように混乱し立て直しに手間取って、元の計画にいつまでもしがみつくのが常であった。確かに戦争では、決意のみで達成できることもあり、決意を伴わない柔軟さでは成果を上げられない。しかし最終的な成功をもたらすのは、この2つを併せ持つときにほかならないのだ。指揮官としての最も厳しい試練は、この決意と柔軟さのバランスを保つことである。日本軍は決断力によって高い得点を得たが、柔軟性を欠いたために大きな代償を払うことになった」。

「日本軍指導者たちは任務が不可能だと知りながらそのまま部下に命令を伝えたのである。このような責任転嫁が何度も災いの連鎖を生んだ」。このような日本軍の態度を道徳的勇気が無い、とスミスは表現していました。

また、その番組の中に象徴的な言葉を残した若井少尉の言葉がありました。イラワジ川の防衛作戦に失敗しラングーンが危機に瀕しようとしている中で言葉です。事ここに及んでも危機から目をそらし続ける軍上層部の姿に憤りの言葉を綴って「芸者を中心とした高級将校の乱脈ぶりは、目を覆うものがあった。逆境の時の人間の犯す過ちは、何か日本人の欠陥を見る思いである。軍規の頹廃にいたっては、欲望の醜悪さのみをさらけ出していた」。

いまの日本はインパール作戦のときと何か同じ轍を踏んでいる気がしてなりません。アリの様な国家であることも残念ながら今でもそうだと思います。しかし、再び原発事故・核汚染をしては取り返しがつかなくなる可能性があるため、これだけでも止めさせたいと思います。

第5回口頭弁論期日
法廷での証言を再録

原告 秋葉正二



私は日本基督教団の牧師です。私の属する日本基督教団は原発廃止を求める声明を既に出しておりますが、私は一人のキリスト者として意見を述べさせていただきます。

原子力の専門家ではない私が原発廃止を訴えるのは、原発利用に関して、その判断基準が自分の生き方の規範である信仰上の倫理に関わるからです。

原発について考え始めたきっかけは30年前の経験です。1992年、私は南九州、志布志湾に面した小さな町の牧師をしておりました。そこへ降って湧いたように隣接地串間市に原発の立地推進計画が電力会社から発表されたのです。スリーマイル島やチェルノブイリの過酷事故が既に起こっていたこともあり、心配になった私は親しくしていた同じ町内のお寺のご住職と相談し、お寺と教会を会場に勉強会を始めました。多くの専門家たちがほとんど手弁当で講師として協力してくださり、私は町の人たちと多くのことを学ぶと同時に、電力会社が立地推進に向けてどういう動きをするかをつぶさに見ることができました。

電力会社は豊富な資金力に物を言わせ、大版のカラーポスターを配布し、推進政治家の講演会を催し、小規模漁協に漁業権を放棄させ、近隣道路を舗装し、希望者を川内原発展示館見学に一泊温泉付きのバス旅行で招待し、当該市議会に推進派議員を送り込む等の政治的裏面工作を次々に展開しました。

しかし、立地に反対する人々も徐々に増え、近隣市町村の協力関係も構築されて、五年後に電力会社は「白紙に戻す」と表明したのです。数年後、再び立地計画に動き出しましたが、やがてフクシマの事故で鳴りをひそめました。日本の原発は都市圏から離れた海岸沿いの過疎地に建設されますが、大量の電力を消費するのは大都市です。これは原発を推進する国も電力会社も原発事故の深刻な危険性を認識しているからです。また金の力で危険を過疎地に押し付ける都市住民のエゴイズムでもあります。私たちの社会は人間のいのちが等しく大切にされる社会であるべきで、原発は明確な「差別の象徴」です。

私の学生時代、原発はエネルギー問題を解決してくれる夢のような装置でした。日本は世界で唯一の被爆国ですから、原子力の利用については慎重に慎重を重ねた上での平和利用ならできると考えた人も多かったのですが、実際は軍事上の核武装を念頭に置いていた政治家が当時からいたことが明らかになっています。今でもそう

した政治家は決して少なくないと思います。

そもそも原子炉は核分裂反応装置として、発電ではなく、核燃料から原爆の原料であるプルトニウムを生み出すために開発された軍事技術であることを忘れることはできません。一度核兵器を手にした国（政治家）は悪魔に心を売るようなもので、それを使うことを視野に入れます。今回のロシアの侵略戦争を見てもそれは明らかです。原発は自然界には存在しなかった人類史上最悪の毒物プルトニウムを生み出します。人類はこの毒物を無毒化する技術を持ちません。おまけに原発は稼働すればするほど核廃棄物を生み出します。この処分問題を最終的に解決した国はまだありませんし、保管方法もないのに何千年にもわたって高レベル放射性廃棄物を安全に子孫に残し続けることができるのでしょうか。

史上最悪といわれるフクシマの事故の最も重要な教訓は、巨大事故の危険性を原発から取り去る能力が私たちにない、ということです。原発に関わる科学技術にまつわる様々な問題は、もはや科学技術の専門家の知識だけで解決できるとは思いません。

私は聖書の神を信じる人間ですが、神への愛は脱原発の倫理につながっていると理解しています。旧約聖書にレビ記という書物がありますが、そこには古代イスラエル人の驚くべき信仰に基づく知恵が記されています。

レビ記19章9節には有名な「落ち穂拾い」の記事があります。これは貧しい人や寄留者のために穀物を収穫する際、収穫後の落ち穂を残しておきなさいという教えです。これに続いて13節から16節にかけてこうあるのです。『あなたは隣人を虐げてはならない。奪い取ってはならない。……あなたたちは不正な裁判をしてはならない。あなたは弱い者を偏ってかばったり、ちからある者におもねってはならない。同胞を正しく裁きなさい。民の間で中傷をしたり、隣人の生命にかかわる偽証をしてはならない。わたしは主である』。

エネルギー問題や原子力技術の遅滞を理由に原発再稼働をすべきとの意見があることは承知しています。しかし、原発を止めなければ膨大な放射性物質が集中する原発の重大事故の危険性を取り去ることはできません。ましてや国策である核燃料サイクル事業においては、高速増殖炉技術は破綻していますし、再処理施設では事故・故障が続いて完成予定は延期、延期の連続です。

私たち原告は、耐震性について日本原燃の想定が合理性を欠くことを、分かりやすい理論で樋口英明元福井地裁裁判長から学ぶことができました。また、キリスト者として「いのちに対する責任」「正義」「平和」という聖書に根ざした視点が、市民社会の公共的価値に適っていることを改めて思い知らされています。いつ再処理工場を襲うかもしれない災害に、可能な予防措置は廃止のみです。今は一刻千秋の思いで原発のない社会の実現を待望しています。

（日本基督教団 牧師）

■東海村と六ヶ所村

カトリック清瀬教会信徒 / 原告 溜口郁子

東京の再稼働阻止全国ネットワーク（以下、再稼働阻止ネット）のメンバーとして、5年前より活動させていただいています。宗教者核燃裁判の共同代表の中嶋哲演ご住職は、再稼働阻止ネットの共同代表もなさっておられて、皆様が核燃サイクルを止めるために提訴されると知り、ご縁を感じて原告に加わらせていただいた者です。

私たち再稼働阻止ネットは、月一回たんぼぼ舎主催の東電本社前抗議行動に参加したり、首相官邸前で月一回「原発いらない金曜行動」を行っています。こちらは「首都圏原発連合」が去年活動休止になってから、官邸前の大切な行動を絶やしてはならないと始めたものです。また、力は足りませんが全国ネットワークの名前の通り、原発現地の方々とは広く繋がり、原発再稼働の折には現地に駆けつけてゲート前行動をしたり、コロナ禍前には年1、2回全国集会を開催して、原発を止めるための活動をしてきました。

原発現地にはそれぞれの困難があり、また活動の仕方や事情もあり、そのご苦勞の一端を伺いながら活動してきましたが、私はフクシマ事故までは原発のことに無頓着で、しかも長年原発由来の電気の消費地で暮らしてきた後ろめたさを感じてきました。ですが、東京から約110kmに位置する東海第二原発の再稼働の動きが出て、2018年5月21日に「止めよう東海第二原発首都圏連絡会」が結成されました。運転開始から44年の老朽原発から放射能が降り注いでくるかもしれない現実を身近に感じるようになったのです。

東海第二原発は福島原発と同じ沸騰水型原発で、日本で初めて原発稼働した東海村の、すでに廃止が決まった再処理工場には高濃度廃液が400立米もあり、六ヶ所村の再処理工場の211立米を凌ぐ量があります。この現実を知った時から、東海村を考える時にはおのずと六ヶ所村の再処理工場を考えるようになりました。

東海第二原発の30km圏内は94万人が暮らす人口密集地です。万が一の避難を考えると国際基準になっている深層防護の第5層における防災・避難においても十数万人から数十万人もの広域避難計画の策定は容易ではないとして水戸地裁は「運転してはならない。」と決定しました。ですが、あろうことか岸田政権は原発政策の大転換を実施し、2023年夏以降に東海第二原発を含む全国7基の再稼働を指示しました。最長60年運転期間の延長や原発新增設をすすめようとしています。

私たちはこれ以上いただいた大切な命を脅かされるわけにはいきません。原発という人が開けてはならないパンドラの箱を開けてしまった私たちは、ただひたすら神様に許しを請いながら二度とフクシマ事故を繰り返さぬように、皆様と連帯しながら命を守る闘いを続けてゆかないと思います。



▲地裁から聖アンデレ教会に移動し、報告会と学習会を開催。

弁護団期日報告

宗教者核燃裁判弁護団 弁護士 北村賢二郎

2022年12月20日（火）午前11時、「宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判」の第5回口頭弁論期日が東京地方裁判所（加本牧子裁判長）で開かれた。この裁判は、仏教、キリスト教、神道など全国の宗教者や信仰者が原告となり、六ヶ所再処理工場の運転差し止めを求める訴訟である。

■概要

- 原告：18名と代理人2名が法廷に着席
- 被告：代理人ら8名が着席
- 原告提出…樋口理論、被告準備書面8への本格反論、秋葉正二さんの意見陳述
- 被告提出…なし
- 口頭説明…北村賢二郎弁護士約30分
- 原告口頭説明…秋葉正二さん約10分（本紙2頁）
- 裁判所からの指摘など

裁判長…（原告準備書面15のプレゼン内容をふまえて）立証責任の部分について、地盤特性や地域特性などを被告側が具体的に主張してきた場合、原告はどのように対応するのか？原告側としては、地域特性や地盤特性の主張がなされても一切評価すべきではない、と言う主張なのか？

北村弁護士…被告側で具体的に地域特性や地盤特性を主張立証する必要があるという趣旨なので、被告から地域特性等について具体的な主張があれば、さらに原告側で反論することになる。地域特性等の主張を一切評価すべきではない、という意味ではない。

■今後の準備

- 原告…被告の準備書面（カタストロフィ、トリチウムの危険への反論）に対する反論を検討。次回期日には主張方針を説明する。
 - 被告…原告の準備書面15に対する反論をする。書面提出時期については現状未定。2023年1月末までに提出時期の見込みを期日外で説明する。
- 次回進行協議期日は、2023年3月2日（木）を予定。

■ リレー随想「原告の思い」 ■ ④

視点 立田卓也 (たてだたくや/原告)

宗教が、社会から求められる存在足りえるかを、社会の中で小さくされた現場からずっと問われていたのです。3.11 震災後、読み直されているという石牟礼道子さん著『苦海浄土』より、～極端な言い方かも知れませんが、水俣を体験する事（56年公認）によって、私たちが知っていた宗教はすべて滅びたという感じを受けました～。これが私たちへの評価です。

また、香川県豊島産廃不法投棄事件（75年発端、91年摘発）で闘われた石井亨さん著作より、～もしもこの国が水俣に学んでいたなら、豊島事件など起こらなかつたらう。そして豊島の提起した問題に真摯に向き合っていたなら、福島（68年建設）は防げたかもしれないと痛感する～。

いま私は、沖縄の人たちが傷つけられながら何度も飲み込んで声に出せない言葉を聞きます。上間陽子さん著『海をあげる』より、～この海をひとりて抱えることはもうできない。だからあなたに、海をあげる～。

昨日、辺野古新基地建設のゲート前で長らく抗議をさせられている地元のおじいさんから問われました。～ここ（辺野古弾薬庫）に核兵器が無いと思うか？～ 私は全てに、答えに窮します。

沖縄から日本が見える、という言い方がありません。日米安保に基づく日米地位協定が日本国憲法に勝り、国が国民に保障すべき権利が全うされない。米軍が優先される国政と従わさせられる地方政治が人々の暮らしの中にあり続けた沖縄でした。そして今、日本の自衛隊は軍隊の様相をまとい、

琉球弧（南西諸島）各地に軍事拠点を作り、軍事演習を繰り返しています。そこでもやはり、軍事（防衛）は国の専管事項との一言で、民主性や平和主義や基本的人権の尊重が軽く扱われます。

してみれば原発も同様でした。エネルギー政策は国の根幹に関わる事柄と、立地地域住民の暮らしを金で買い、また奪い、あまつさえ命の危機が起こりうる状態を受苦させてきた。核とは全ての生命の存在を断ち切る「ダモクレスの剣」だと原水爆の被害で身を持って知りながら…。

昨年未の安保3文書改定によって、この国は「戦争のできる国」から「戦争をする国」へと変貌しました。そして、前線に立つであろう自衛隊の背後には、原爆を投下し、90年代中東での戦争で劣化ウラン弾を使った米軍が居ます。「台湾有事は日本有事」と煽る次の戦争とは、日本が仮想敵国に対し、高値で買わされた核ミサイルを撃ち込んでいる姿！？これが、“日本の外から見える日本”の姿でしょう。

先ごろ、ここ数年で自衛隊基地が整備されてしまった宮古島の海に行きました。手のひらに乗せたヤドカリがやおら起きあがり歩き出し、くすぐさを感じた時、これが本来の海の姿かと、失われていたものを自分の中に取り戻した思いでした。私たち人間はあらゆる文明の力を行使して、この命の海（この漢字の中には「母」がいます）を破壊し続けてきました。沖縄戦を生き延びた人たちの糧を与えた辺野古大浦湾。そして汚染水を飲まされ続けている太平洋（アーサー・ピナード氏言）。私たちは海から、そして命の主から、どのような存在に見えているのでしょうか。

（日本バプテスト連盟・松山西キリスト教会信徒）

■ 事務局からのお知らせ

■ 2023年4月1日より、会計年度は2023年度に入ります。原告の皆さんには「年度ごと」に会費（3,000円）の納入をお願いいたします。新年度の会費をお納めください。

■ 原告登録費は5,000円（含む年会費）、その後、原告もサポーター（賛同人）も年会費は3,000円です。「金額自由」のカンパはいつでも受け付け中です！ どうぞよろしくお願ひします。

口座記号番号：00920-5-238100

加入者名：宗教者原告団

宗教者核燃裁判の「公式サイト」はスマホでアクセス可能。右のQRコードからどうぞ！
常時更新しています。最新情報はここから。



○郵便局以外からの送金は下記を参照ください。

店名：099

預金種目：当座預金

口座番号：0238100 名称：宗教者原告団

○現在も、志を同じくする「原告」を募集しています。誰でも、いつでも原告になれます。事務局までお問い合わせください。

現在の原告数 **260名**